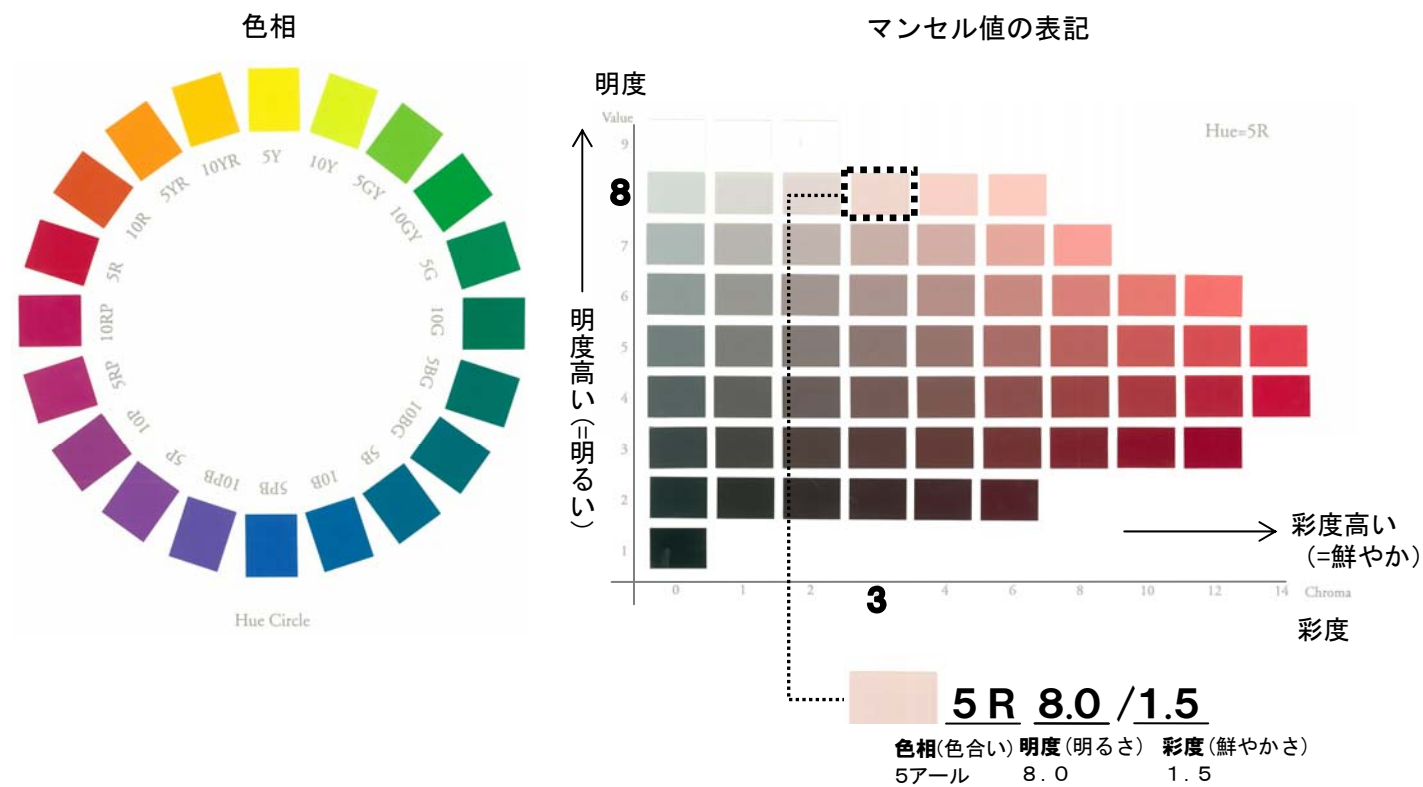


## 【参考資料①】色彩基準の検討

### ■色彩基準の考え方

- ・色彩を定量的に表すため、JIS（日本工業規格）Z8721「色の表示方法—三属性による表示」に採用されている「マンセル表色系」を用います。
- ・マンセル表色系では、色彩を以下の3つの属性で表現します。

①色相	・赤、緑、青といった色合いの違いのこと。10色相（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）を基本とする。
②明度	・明るさの度合いのこと。白と黒の間を0～10までの10段階で表す。
③彩度	・鮮やかさの度合いのこと。0～14程度で表す。



### ■色彩基準の設定手順

#### 【Step 1】地域の色を抽出する

- ・現地写真より色を抽出し、以下の3つの視点で分類しました。
- ・写真サンプル数：121、抽出色数：420  
(撮影ポイント：主要な視点場、公共性の高い場所など)

視点	調査対象例
自然環境色	空、海、海岸、河川、土、山、田園、街路樹等
社会環境色	建造物(市庁舎、博物館、駅舎、工場、家屋等)、公共交通機関(バス・電車の車両)等
文化環境色	伝統文化(伝統的建造物、伝統産業、祭等)、生活文化(名産品パッケージ、老舗の商標等)

【色の抽出イメージ】



#### 【Step 2】地域の色の特徴を把握する

- ・色の抽出の3つの視点を踏まえ、「色相と明度」「色相と彩度」で本市の色の分布を把握しました。  
(次ページ以降参照)

##### 【本市の色の特徴(市全域)】

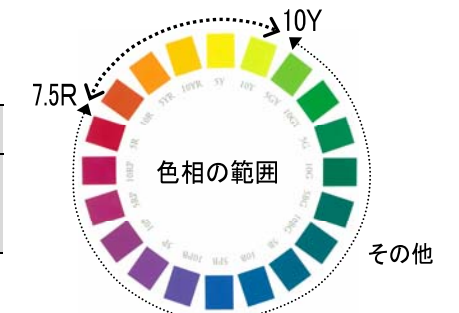
色相	自然環境色	・色相は10Y～5PBを中心に分布
	社会・文化環境色	・色相は7.5R～10Yの範囲に広く分布
明度	自然環境色	・明度2～7を中心に分布
	社会・文化環境色	・明度3～9と広く分布
彩度	自然環境色	・紅葉を除けば、彩度4以下に分布
	社会・文化環境色	・色相7.5R～10Yでは彩度4以下、それ以外は彩度2以下

#### 【Step 3】色彩基準を設定する

- ・Step②で抽出した本市の色の特徴より、現在の色彩の範囲を逸脱しない範囲で全市共通の色彩基準を設定しました。(ゾーンごとの特徴を踏まえ、ゾーン別の色彩基準とすることも考えられる)

##### 【色彩基準(案)(市全域)】

色相	彩度	明度
7.5R～10Y	4以下	2以上
その他	2以下	

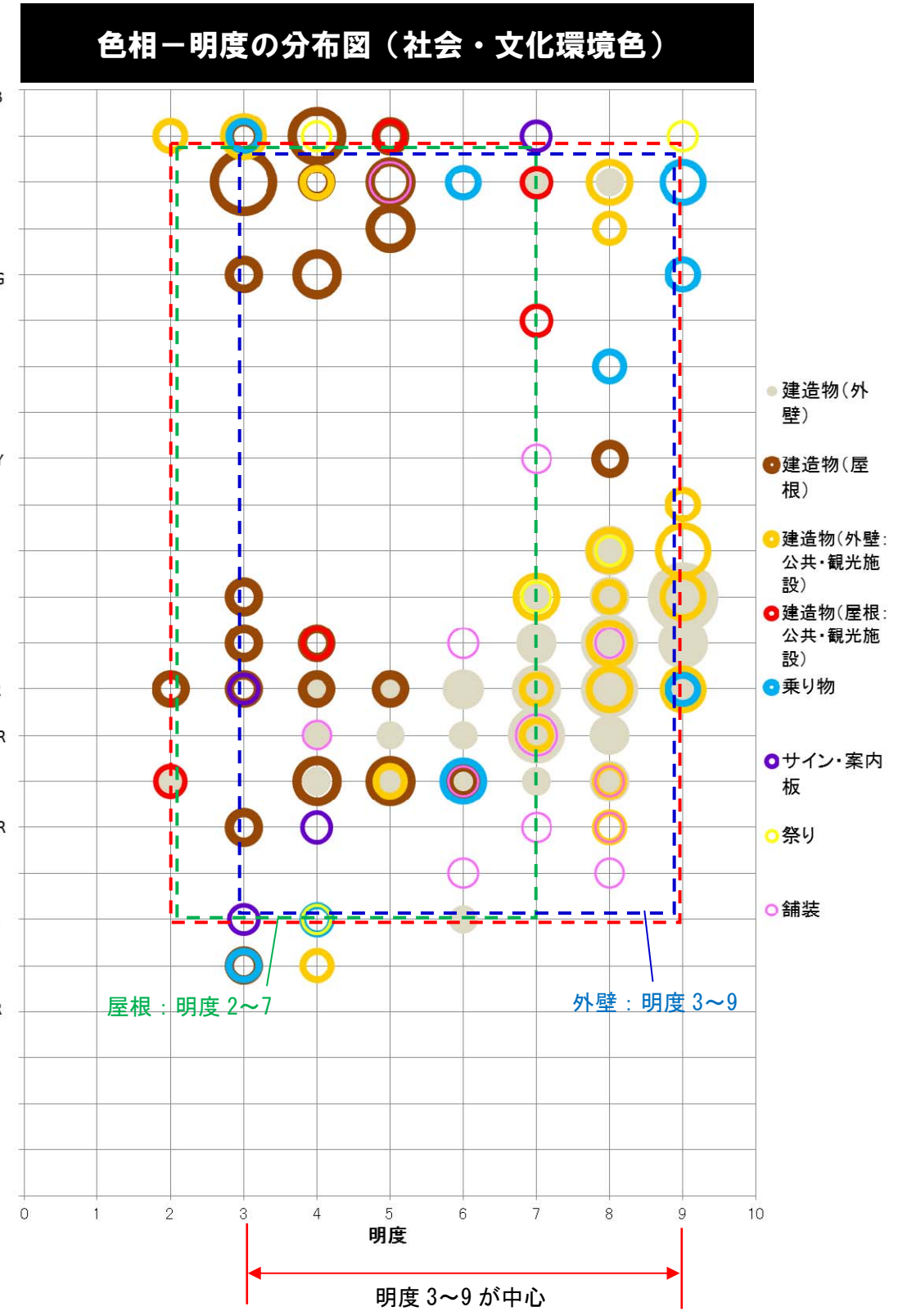
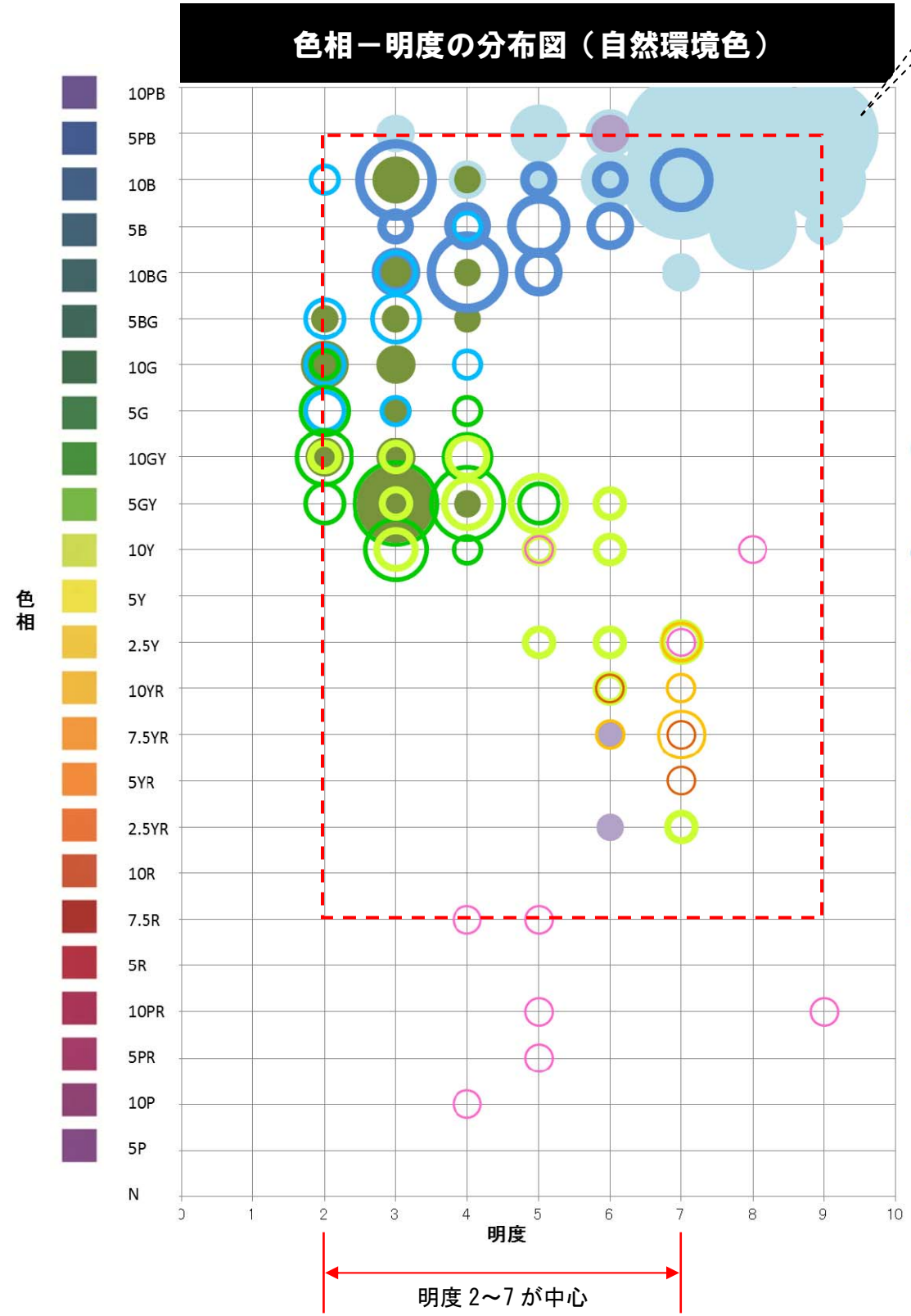


# 色の分布図

・写真サンプル数：121／抽出色数：420

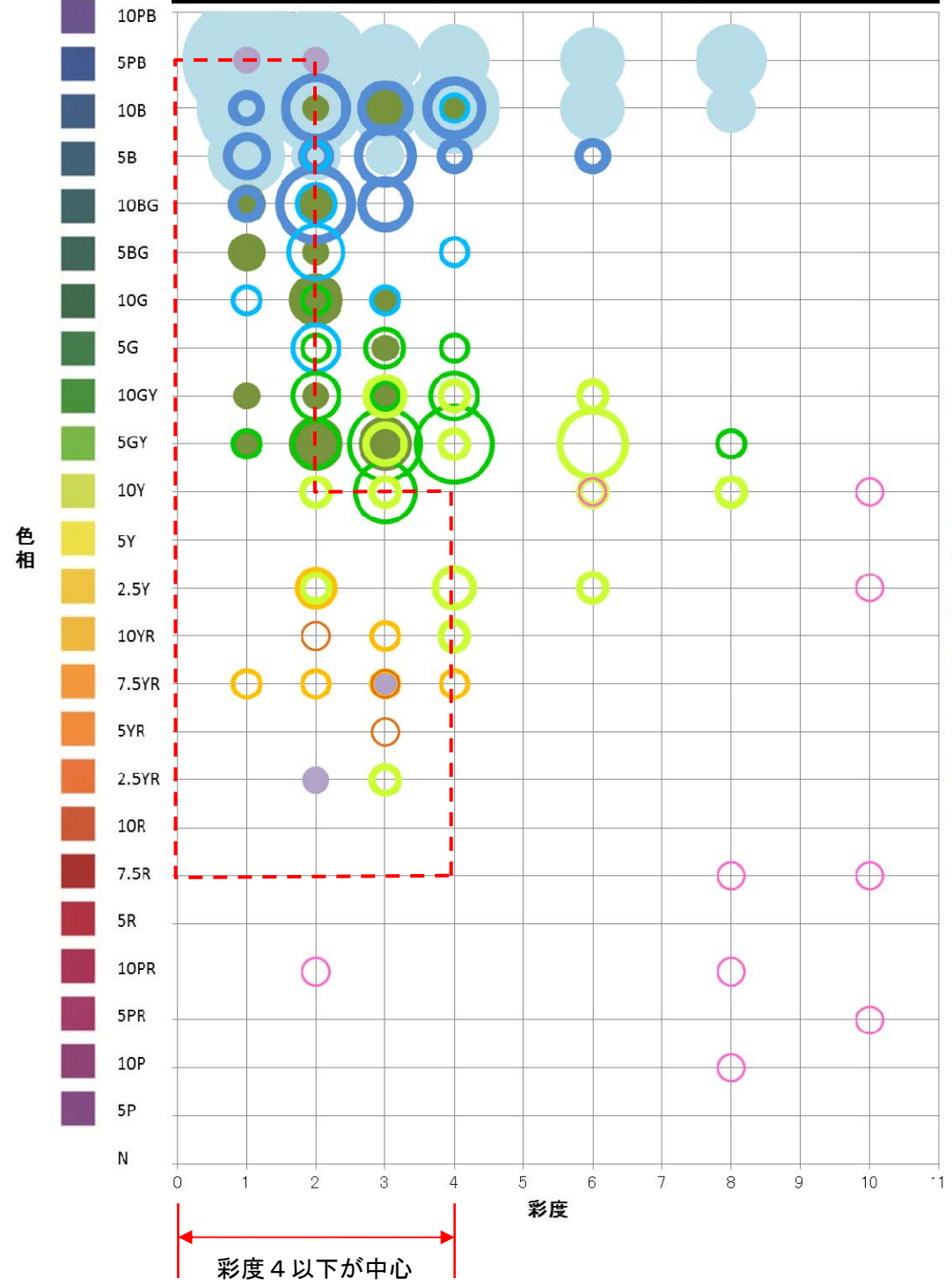
--- : 色彩基準 (案)

○の大きさは  
サンプル数を表す

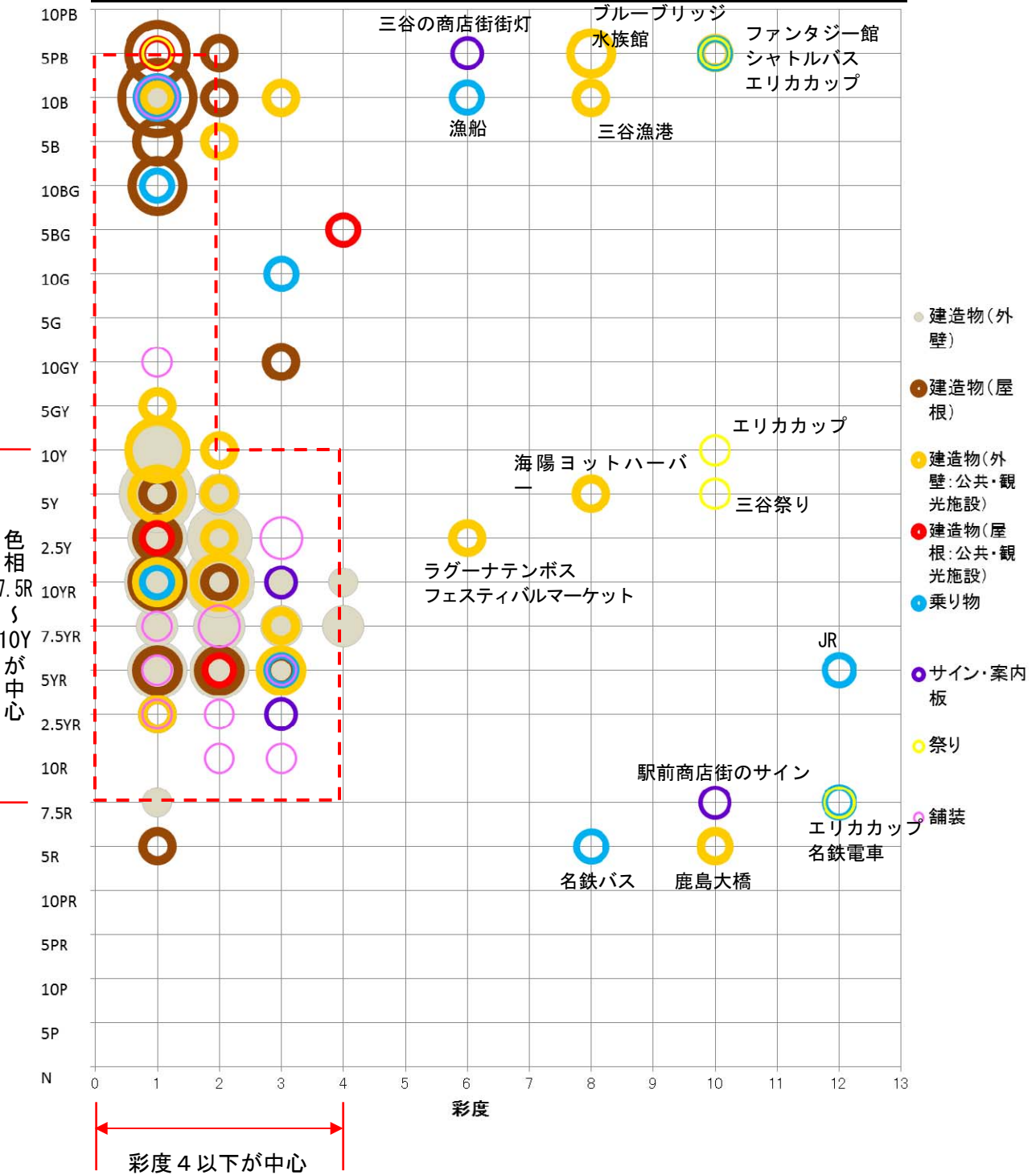


--- : 色彩基準 (案)

### 色相-彩度の分布図 (自然環境色)



### 色相-彩度の分布図 (社会・文化環境色)



■届出対象行為および景観形成基準の内容

■他市町の景観計画における届出対象行為および景観形成基準の主な内容

市町村	景観計画区域	ゾーン区分	重点地区の設定	ガイドライン	事前相談	届出対象行為の主な内容※1		景観形成基準の主な内容（抜粋）※2							
								景観計画区域全域	重点地区内						
瀬戸市	全域	有	有 (景観重点地区)	—	—			建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ12m超</li> <li>建築面積1,000㎡超（工業地域・工業専用地域）、</li> <li>建築面積500㎡超（上記以外の用途地域）</li> </ul>	左記のいずれかに該当するもの ※増築、外観変更を伴う修繕・模様替、色彩の変更について、別途規定あり ※重点地区内は、すべての行為が届出対象	（ゾーンごとに設定） ・高さ：周辺の建築物との連続性を保つよう努め、山並みへの眺望の配慮等 ・配置：周囲に圧迫感を与えない建築物の配置等 ・色彩：マンセル表色系において彩度を指定（*） ・形状・外観：周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、周囲に圧迫感を与えないよう努める、等 ・素材、室外機等の建築設備、外構・緑化、駐車場、維持管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ：2階以下が望ましい、等（*（一部地区））</li> <li>構造、屋根の形態・材料と色調、外壁、玄関周り・出入口、建築設備について</li> </ul>	【重点地区の方向性】 やきものづくりの伝統と文化が薫る美しく誇り高い景観の形成		
								工作物	擁壁 ・高さ5m超 電気供給、通信に伴う鉄塔、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、アンテナ等 ・高さ15m超 ・建築物と一体となっている場合は、工作物自体の高さが5m超、かつ、地盤面から当該工作物上端までの高さが15m超 上記以外 ・高さ12m超 ・建築物と一体となっている場合は、工作物自体の高さ5m超、かつ、地盤面から当該工作物上端までの高さ12m超		（ゾーン別に設定） ・擁壁 規模、緑化等について ・その他の工作物 色彩、形状等について			<ul style="list-style-type: none"> <li>門・垣・塀、駐車場、自動販売機について</li> </ul>	
								開発行為 その他	開発行為 ・行為に係る土地の面積3,000㎡以上 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ・行為に係る土地の面積3,000㎡以上		※重点地区内は、すべての行為が届出対象			（ゾーン別に設定） 開発行為 ・地形の現況を活かすよう努め、擁壁や法面の規模（高さ・幅）を抑えるよう努める、等 ・緑化について 土砂の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更 ・行為位置の工夫、遮蔽板や既存樹木などによる、景観への配慮 ・緑化について	開発行為・土石の採取等 ・土地の形質の変更、木竹の伐採・植栽について
								屋外広告物	表示・設置 ・地盤面から屋外広告物上端までの高さが10m超 ・広告表示面積が35㎡超		左記のいずれかに該当するもの ※表示内容・形状・位置等の変更、改造について、別途規定あり ※重点地区内は、すべての行為が届出対象			（ゾーン別に設定） ・色彩について ・同一広告は避け、極力集約化し、掲示内容は、図化や文字数を減らすなど簡素化し、面積を必要最小限とするよう努める、等	・形状、色調、材質等：歴史的な趣を著しく損なわないものとする
半田市	全域	有	有 (景観形成重点地区)	有 (景観形成ガイドライン)	有			建築物	用途地域別・ゾーン別に指定 ・高さ10～15m超 ・建築面積500～1,000㎡超 ・立面積500～1,000㎡超 ・計画戸数が10戸以上の集合住宅等 ・住宅以外の用途を併用し、計画戸数が9戸以上の集合住宅等 ・計画戸数20戸以上の開発地内における建築物等	左記のいずれかに該当するもの ※重点地区内は、別途規定あり	（ゾーン別に設定） ・形態・意匠：壁面や屋根は、単調さや圧迫感を与えないためアクセント（変化）をつける等工夫する、等 ・配置、材料、建築設備・附帯施設、外構・緑化の基準あり ・色彩：マンセル表色系による彩度を指定（*）	【重点地区の方向性（3地区の内一部）】 ・山車の曳き廻しが映えるまちなみの形成 ・童話の舞台となる風景、新美南吉にまつわるものの、社寺、河川や田園風景などの資源を活かした景観形成			
								工作物	用途地域別・ゾーン別に指定 ・高さ10～15m超 ・建築物と一体となって設置されるものは、その高さ5～10m超、かつ当該建築物の高さとの合計10～15m超 ・敷地の用に供する面積が500～2,000㎡超		（ゾーン別に設定） ・配置、形態・意匠、材料、附帯施設について ・色彩：各立面積の10分の1以上の部分においてマンセル表色系による彩度を指定（*）		・配置、形態・意匠、附帯施設、外構・緑化等について ・色彩：マンセル表色系による彩度を指定（*）		
								開発行為 その他	・開発区域面積が1,000㎡以上		※重点地区内は、全ての開発行為が対象の他、物件の堆積、特定照明について規定あり		（ゾーン別に設定） ・擁壁、既存樹木について	・敷地の形状の変更、擁壁、既存樹木について ・物件の堆積、特定照明について	
								屋外広告物	・高さ10m超 ・表示面積の合計20㎡超		表示・内容の変更、掲出する物件の設置、改造、移設、修繕又は色彩の変更について左記のいずれかに該当するもの ※重点地区内は、別途規定あり		（ゾーン別に設定） ・点滅式の電飾看板や反射材は使用しない、等	・色彩等について	
三島市	全域	有	有 (景観重点整備地区)	—	有			建築物	市街化区域内・外の別に指定 ・高さ10～15m超 ・延床面積1,000㎡超	左記のいずれかに該当するもの ※外観変更を伴う修繕、模様替、色彩の変更について、別途規定あり ※夜間照明について、別途規定あり	・眺望地点からの見通しを阻害しないような配置とする、等 ・建築物の屋根は、周辺の地形やまち並みなど景観の基調を確認し、これと調和する形状とする、等 ・色彩：マンセル表色系において彩度及び明度を指定（*） ・建築物の壁面デザイン、付属設備、植栽、駐車場等、広告物について ・夜間照明：地域の夜間景観を損なう過度の明るさや色彩の照明を用いない、等	・色彩の基準あり（*（一部地区）） ・広告物、木竹の態様など ・高さ：新築、増築する場合は、概ね3～4階以下とする、等（*） ・新築、増築する場合は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、河川境界から1m以上離す等、外壁位置について（*）	【重点地区の方向性（5地区の内一部）】 ・水と緑を保つ水辺の景観づくり ・人々が集い、ショッピングや散策を楽しむことができるまち並み景観づくり		
								工作物							

※1 定量的な基準は（\*）を表示

※2 建築物および工作物は、新築・新設、増築・増設、改築、移転、外観変更を伴う修繕、模様替、色彩の変更のうち、表内に記載する行為

【参考資料②】

市町村	景観計画区域	ゾーン区分	重点地区の設定	ガイドライン	事前相談	届出対象行為の主な内容※1		景観形成基準の主な内容（抜粋）※2		
								景観計画区域全域	重点地区内	
犬山市	全域	有	—	—	—	建築物	ゾーン別に設定 ・建築面積 150～500㎡以上 または 高さ 8～15m以上、もしくは 3～6階建て以上（一部ゾーンにおいて、すべての建築物が届出対象）	※建築物と一体となって設置される工作物の場合は、別途規定あり	(ゾーン別に設定) ・高さ：10～31m以下、等（*（一部ゾーン）） ・色彩：外壁においてマンセル表色系による彩度を指定（*（一部ゾーン）） ・壁面位置、屋根、外壁、設備機器、緑化、駐車場等について	
						工作物	擁壁、護岸など、高架鉄道、高架道路など ・高さ 5m 超 煙突等、観覧車やコースター等の遊戯施設、装飾塔や物見塔、高架水槽等、コンクリートプラントやアスファルトプラント等の製造施設、自動車車庫の用途に供する立体的な施設、石油やガス等の貯蔵施設、汚水・汚物処理場、ごみ処理施設等 ・高さ 15m 超 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など ・高さ 20m 超 橋梁など ・幅員 4m 超 ・延長 10m 超		・周囲の建築物やまちなみ、自然資源等の状況に十分配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める ・形態、素材、色彩について	
						開発行為 その他	開発行為 土石の採取及び鉱物の採掘 木竹の伐採又は植栽 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 ・開発区域面積 1,500㎡以上 ・採取面積 3,000㎡以上 ・高さ 5m以上の法面が生じるもの ・伐採面積 3,000㎡以上 ・堆積面積 100㎡以上 ・堆積の高さ 5m以上 ・上記のいずれかに該当し、かつ 60 日以上継続して堆積するもの		開発行為 ・地形の現況を可能な限り活かし、巨大な擁壁や法面が生じないような配慮等 ・緑化について 土石の採取及び鉱物の採掘、木竹の伐採又は植栽、屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 ・それぞれ位置・形態、緑化、遮蔽等について	
志摩市	全域	有	— (重点候補地区)	有 (景観形成基準解説書)	有	建築物	・高さ 10m 超 ・建築面積 500㎡超	左記のいずれかに該当するもの	(全域) ・周辺の建築物等や地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とする、等 ・壁面は、立地条件にあわせて、交替させるか周辺の建築物等と位置を揃える、等 ・色彩：外壁、屋根においてマンセル表色系による彩度を指定（*） ・素材、車庫等の附属建築物、附属設備、外構、敷地の緑化、夜間の照明、電気・通信施設について	
						工作物	擁壁、さく、塀 ・高さ 5m 超、かつ長さ 10m 超 煙突等、鉄筋コンクリート造の柱や鉄柱等、装飾塔や記念塔等、高架水槽、サイロ、物見塔等、コースターやメリーゴーラウンド等の遊戯施設 ・高さ 10m 超 アスファルトプラントやコンクリートプラント等、自動車車庫の用途に供するもの、汚物処理場やごみ焼却場等、その他の工作物 ・高さ 10m 超または築造面積 500㎡超		(ゾーン別、眺望保全地区別に設定) ・海への眺望が確保できるような配慮等、規模・配置について ・形態意匠、敷地の緑化、電気・通信施設等について	
						開発行為 その他	開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 ・行為に係る土地の面積 3,000㎡超 又は 行為に伴う擁壁又はのり面の高さが 5m 超、かつ、長さ 10m 超 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ・行為に係る土地の面積 3,000㎡超 又は その高さ 5m 超		開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更 ・現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないような配慮等 ・緑化について 土石の採取又は鉱物の掘採 ・公共の場から目立ちにくくすること、できる限り植栽や塀等により遮蔽すること、緑化等について 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ・公共の場から目立ちにくくし、積み上げる高さをできる限り低くする、等 ・できるかぎり植栽や塀等により遮蔽する、等	
東浦町	全域	有	— (重点区域候補地区)	有 (景観形成ガイドブック)	有	建築物	・高さ 10m 超 ・延べ面積 1,000㎡超 ・計画戸数が 20 戸以上の集合住宅	左記のいずれかに該当するもの	(ゾーン別に設定) ・道路側は境界から後退し、緑化や公共空間の充実が可能になるよう努める、等 ・周辺の建築物の規模に配慮して、大きな面を構成しないよう分節に努める、等 ・外構、高さ、形態・材料、色彩、車庫等の附属設備等、緑化、照明について	
						工作物	・地上からの高さ 10m 超（建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計 10m 超） ・工作物の設置に要する敷地の面積 1,000㎡超 ・太陽光発電モジュールで投影面積 1,000㎡超		(ゾーン別に設定) ・設置場所、形態・材料、色彩、緑化、照明について	
						開発行為 その他	開発行為 ・500㎡超 良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為（土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採、野外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積、水面の埋立て又は干拓） ・500㎡超		(ゾーン別に設定) 開発行為 ・法面・擁壁、緑化・既存樹木について 良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為 ・それぞれ基準あり	
裾野市	全域	有	—	有 (景観計画運用マニュアル)	有	建築物	全域 ・太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）の設置で、設置後のモジュールの合計面積が 1,000㎡以上 市街化区域内・外の別に指定 ・高さ 10～15m 超 ・延べ面積 1,000㎡以上	左記のいずれかに該当するもの ※外壁変更を伴う修繕、模様替、色彩の変更について、別途規定あり	・色彩：マンセル表色系において彩度、明度を指定（*） ※適用除外として、設置後の太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 1,000㎡以上となる行為のみが届出対象となる建築物の色彩等	
						工作物	全域 ・橋梁、高架道路、高架鉄道その他これらに類するものの新設、増設、改設又は移転で、長さ 20m 超 ・土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）の設置で、設置後のモジュールの合計面積 1,000㎡以上		※橋梁等については別途規定あり	・色彩： 太陽電池モジュール（パネル）は黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないもの その他の工作物は、種類別にマンセル表色系において彩度、明度を指定（*）
						市街化区域内・外の別に指定	・高さ 10～15m 超		※外壁変更を伴う修繕、模様替、色彩の変更について、別途規定あり	

※1 定量的な基準は（\*）を表示

※2 建築物および工作物は、新築・新設、増築・増設、改築、移転、外観変更を伴う修繕、模様替、色彩の変更のうち、表内に記載する行為

市内の建築物等の状況

階数別棟数

階数	高さ目安	棟数	割合
2階以下	(8m以下)	51912	96.0%
3階	(9～12m)	1700	3.1%
4階	(12～16m)	349	0.6%
5階	(15～20m)	58	0.1%
6階	(18～24m)	22	0.0%
7階以上	(21m以上)	35	0.1%
合計		54076	100.0%

平成 24 年蒲郡市基礎調査 建物利用別現況図より作成

建築面積別棟数

建築面積	棟数	割合
500㎡以下	53,364	98.7%
500～700㎡	260	0.5%
700～800㎡	74	0.1%
800～1,000㎡	112	0.2%
1,000㎡以上	266	0.5%
合計	54,076	100.0%

平成 24 年蒲郡市基礎調査 建物利用別現況図より作成

三谷温泉入口の屋外広告物



表示面積約 12～20 ㎡/面  
(縦 3～4m × 横 4～5m)

妙善院からの景観



三河湾スカイラインからの景観



【参考資料③】届出対象となる行為の規模イメージ



開発行為許可状況（2007～2013 年度）

	住宅		商業		工業		その他		合計		
	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	件数	件数別割合	面積 (m <sup>2</sup> )
0～500 m <sup>2</sup>	19	7,204	0	0	0	0	0	0	19	43.2%	7,204
～1,000 m <sup>2</sup>	1	503	0	0	1	722	0	0	2	4.5%	1,225
～1,500 m <sup>2</sup>	0	0	1	1,303	0	0	0	0	1	2.3%	1,303
～2,000 m <sup>2</sup>	2	3,713	1	1,590	0	0	0	0	3	6.8%	5,303
～3,000 m <sup>2</sup>	7	17,490	2	5,565	0	0	3	7,867	12	27.3%	30,922
3,000 m <sup>2</sup> ～	4	23,043	0	0	2	73,181	1	6,827	7	15.9%	103,051
合計	33	51,953	4	8,458	3	73,903	4	14,694	44	100.0%	149,008

平成 26 年蒲郡市基礎調査より